

(地Ⅲ94F)

平成27年8月18日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

予防接種時の事故の報告の徹底について

「イモバックスポリオ皮下注の有効期限確認について」は本年7月17日付(地Ⅲ80)、「有効期限切れワクチンの誤接種防止について」は7月21日付(地Ⅲ81)をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県予防接種担当課宛事務連絡がなされました。

市町村長が予防接種に係る事故を把握した場合には、「定期接種実施要領」の規定に基づき、厚生労働省健康局結核感染症課に報告することとなっておりますが、本事務連絡は、特に、重大な健康被害につながるおそれのある事故を把握した場合には、都道府県を經由して同課へ速やかに報告することの徹底を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供につきましてもご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 7 日

各都道府県予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種時の事故の報告の徹底について

先般、「有効期限切れワクチンの誤接種防止について」（平成 27 年 7 月 21 日付け健感発 0721 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、予防接種の対象となっている全てのワクチンについて、ワクチン接種時には有効期限を逐次確認していただくよう、貴管内の市区町村及び接種医療機関に対し、周知方を依頼させていただきました。

予防接種に係る事故を把握した場合には、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 5 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第 1 の 21 の規定に基づき、当課に報告することとなっております。

特に、市町村長は、誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した等の重大な健康被害につながるおそれのある事故を把握した場合には、以下の①から⑧までの内容を任意の様式に記載し、都道府県を經由して、当課へ速やかに報告することとなっております。

また、「イモバックスポリオ[®]皮下注の有効期限確認について」（平成 27 年 7 月 16 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）にて注意喚起したイモバックスポリオ[®]皮下注（製造販売業者：サノフィ株式会社）において、有効期限の切れたワクチンを接種した事例が速やかに報告されていないおそれがあります。

つきましては、貴管内の市町村に対し、定期接種実施要領第 1 の 21 の規定に基づく報告の徹底方を周知していただきますようお願いいたします。

- ① 予防接種を実施した機関
- ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号
- ③ 予防接種を実施した年月日（事故発生日）
- ④ 事故に係る被接種者数
- ⑤ 事故の概要と原因
- ⑥ 市町村長の講じた事故への対応（公表の有無を含む。）
- ⑦ 健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）
- ⑧ 今後の再発防止策